

一般財団法人松本市スポーツ協会功労会員規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人松本市スポーツ協会定款第41条第1項に規定する功労会員(以下「功労会員」という。)について必要な事項を定め、会員相互の親睦とスポーツ協会発展に寄与することを目的とする。

(功労会員)

第2条 功労会員とは、スポーツ振興の功績により、一般財団法人松本市スポーツ協会の特別功労表彰又は功労表彰を受けた者で、所定の年会費を納め会長の承認を受けた者をいう。

(会 費)

第3条 功労会員会費は、年額5,000円とする。

(会員章)

第4条 功労会員には、功労会員章を交付する。

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 若干名
幹 事 若干名

2 役員は、会員の互選により選出、任期は2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 この会の会議は総会と役員会とする。

2 会議は必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(事 業)

第7条 この会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ関係団体との連絡・協力・調査に関する事業
- (2) 会員の親睦交歓に関する事業

(弔慰金)

第8条 役員以外の会員が死亡したことを知った時は、弔慰金として5,000円を贈る。

(補 則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 財団法人松本体育協会功労会員規則は廃止する。

附 則 この規則は、一般財団法人設立の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則 この規則は、平成30年10月21日から施行する。

附 則 この規則は、令和2年6月26日から施行する。